

二級 私は、木造 建築士の免許を受けたいので、本籍地の記載のある住民票の写しを添え、申請します。 私は、下記事項が真実で、かつ、正確であることを誓います。 令和 年 月 日 京 都 府 知 事 京都府指定登録機関 様 一般社団法人京都府建築士会会長 氏名_____									
ふ り が な 氏 氏 名				生年 月 日		S H 年 月 日生		写 真 1 縦4.5cm、横3.5cmの写真の裏面に氏名及び撮影年月日を記入しての りて貼付けてください。 2 貼り付けた写真は免許証に転写されます。	
本 籍 地		(都・道・府・県)				性 別 男 ☐ 女 ☐			
住 所		〒 電 話							
試 験		建築士試験に合格した年 年							
		合 格 通 知 書 日 付		年 月 日		受 験 番 号 (合 格 番 号)		号	
登録申請区分		1 学歴 ☐ 2 学歴＋実務 ☐ 3 実務 ☐ 4 建築士法第 4 条第 5 項 ☐							
1 学 歴 に よ り 申 請 す る 場 合 の み 記 入	学 校 名		学 部 名 ・ 学 科 名			入 学 ・ 卒 業 （ 修 了 ） 年 月			
						年 月 入 学 年 月 卒 業 (修 了)			
						年 月 入 学 年 月 卒 業 (修 了)			
2 学 歴 ＋ 実 務 に よ り 申 請 す る 場 合 の み 記 入	学 校 名		学 部 名 ・ 学 科 名		入 学 ・ 卒 業 （ 修 了 ） 年 月		建 築 実 務 経 験 期 間 の 合 計		
					年 月 入 学 年 月 卒 業 (修 了)		年 箇 月		
					年 月 入 学 年 月 卒 業 (修 了)				
3 実 務 に よ り 申 請 す る 場 合 の み 記 入	建 築 実 務 経 験 期 間 の 合 計				年 箇 月				
4 建 築 士 法 第 4 条 第 5 項 の 規 定 に よ り 申 請 す る 場 合 の み 記 入	免 許 名 称		免 許 者 名		免 許 の 年 月 日		資 格 認 定 書 の 年 月 日		
					年 月 日		年 月 日		

欠 格 事 由	1 禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。 あるときはその罪及び刑_____ あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくな った日	ある ☐	ない ☐	年	月	日			
	2 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して 罰金の刑に処せられたことがありますか。 あるときはその罪及び刑_____ あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくな った日	ある ☐	ない ☐	年	月	日			
	3 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級 建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがあ りますか。 あるときは、その日	ある ☐	ない ☐	年	月	日			
	4 建築士法第10条第1項の規定による業務の停止の処分を受け、そ の停止の期間中に建築士法第9条第1項第1号の規定により一級建 築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがあり ますか。 業務の停止の処分を受けたことがあるときは、その停止の期間	ある ☐	ない ☐	年	月	日から			
	5 精神の機能の障害により二級建築士又は木造建築士の業務を適正 に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うこと ができない状態ですか。	はい ☐	いいえ ☐	年	月	日			
※確認						※合格通知書 照 合 欄			
※登録 番号				※登 録 年月日	年	月	日	※受付 番号	

- 注 1 「二級
木造」の箇所は、不要の文字を抹消すること。
- 2 数字は算用数字を用い、※印のある欄は記入せず、□のある欄は該当する□の中にレ印を付けること。
- 3 氏名及び住所は、住民票に記載されているとおり正確に記入すること。
- 4 試験の受験番号（合格番号）は、合格年が令和元年以前の場合は合格番号を
令和2年以降の場合は受験番号を記入すること。

以下の事項は、円滑な登録実施のため、記入について協力ください。（□の中にレ印）

告 示 等 に 基 づ く 学 歴 等 区 分 (登録申請時)	☐ 大学・短大・高専卒 40単位 50	☐ 職能大（短大）卒 40単位 51	☐ 大学・短大・高専・ 職能大等卒 30単位 52	☐ 大学・短大・高専・ 職能大等卒 20単位 53
	☐ 高校・中学卒 20単位 54	☐ 高校・中学卒 15単位 55	☐ 専修（高校卒） 2年以上 40単位 56	☐ 専修（高校卒） 2年以上 30単位 57
	☐ 専修（高校卒） 1年以上 20単位 58	☐ 専修・職訓校（中学卒） 2年以上 15単位 59	☐ 専修・職訓校（中学卒） 1年以上 10単位 60	☐ 職訓校（高校卒） 3年以上30単位 61
	☐ 職訓校（高校卒） 1年以上20単位 62	☐ 職訓校（中学卒） 3年以上20単位 63	☐ 実務経験 （7年以上） 64	☐ その他 （建築設備士等） 65